

# 令和6年度 美幌町住宅リフォーム促進補助事業

美幌町では、町民が安心して暮らすための居住環境の整備を促進するとともに、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部に補助金を交付する事業を実施しております。

令和6年度も継続して事業を実施いたします。



## 申請期間等

令和6年4月1日（月）から随時

※申請に必要な書類を下記申請先まで持参又は郵送ください。なお、事業内容及び申請に必要な書類は町のホームページに掲載しています。

（様式を変更したため、必ず新様式を使用してください。）

美幌町 住宅リフォーム 検索



※補助金額が予算額（3,460万円）に達した時点で申請受付を終了します。なお、予算残額は町のホームページに随時、掲載します。

※施工業者に申請等の手続きを委任することをお勧めします。

工事完了届提出期限：令和7年2月28日（金）まで



## 補助金額

30万円以上（消費税等を除く）のリフォーム工事に対し20%  
（最高で50万円の補助金）

例)補助対象工事費が30万円の場合、補助金額は6万円。補助対象工事費が250万円以上の場合、補助金額は50万円。

### 申請先・お問い合わせ先

美幌町役場 建設部 建設課 建築グループ（庁舎2階 窓口⑬番）  
TEL 77-6553（ダイヤルイン）  
mail:kentikug@town.bihoro.hokkaido.jp  
〒092-8650  
美幌町字東2条北2丁目25番地



# 補助事業の概要



## 補助対象住宅

### ○次の全てに該当する住宅

- ①町内に存する住宅であること。
- ②リフォーム工事完了後においても建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する住宅であること。
- ③事業年度内において、建築後5年以上を経過していること。
- ④令和2年度から令和5年度において、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領しリフォーム工事を行った住宅でないこと。



## 補助対象工事

### ○次に該当し、令和7年2月28日（金）までに完了の届け出ができるもの

- ①補助金交付決定後に実施する着手前検査時に、着手していないリフォーム工事。
- ②施工業者が行うリフォーム工事であって、一括して他人に請け負わせないもの。
- ③住宅の増築及び改築工事。
- ④壁紙の貼り替え、外壁の塗装、水回りなどの改修工事。
- ⑤床の段差解消等のバリアフリー改修工事。
- ⑥除雪の負担を軽くするロードヒーティング等の外構工事。
- ⑦高断熱化、高气密化工事、二酸化炭素の排出が少ない設備機器の設置工事。
- ⑧電気自動車等用の充電設備設置工事、V2H充放電設備設置工事。
- ⑨太陽光発電設備設置工事、太陽光発電設備と接続する定置用蓄電池設備設置工事など。

※詳細は「住宅リフォーム促進補助金交付要綱 別表第2」をご確認ください。



## 補助対象者

### ○次の全てに該当する方

- ①本町に住所を有する方又は本町に住所を有しようとする方。
- ②リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している方又はリフォーム工事完了後に居住する方。**ただし、リフォーム工事を行う住宅の所有者が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合においては、当該所有者と生計を同一にする配偶者又は子等が当該住宅に居住していること。**
- ③リフォーム工事を行う住宅の所有者及び同一世帯に属する方全員が町税等を完納していること。
- ④美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団員等でない方。
- ⑤令和2年度から令和5年度において、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領していない方であること。



# 補助事業の概要



## 施工業者

### ○次の全てに該当する事業者

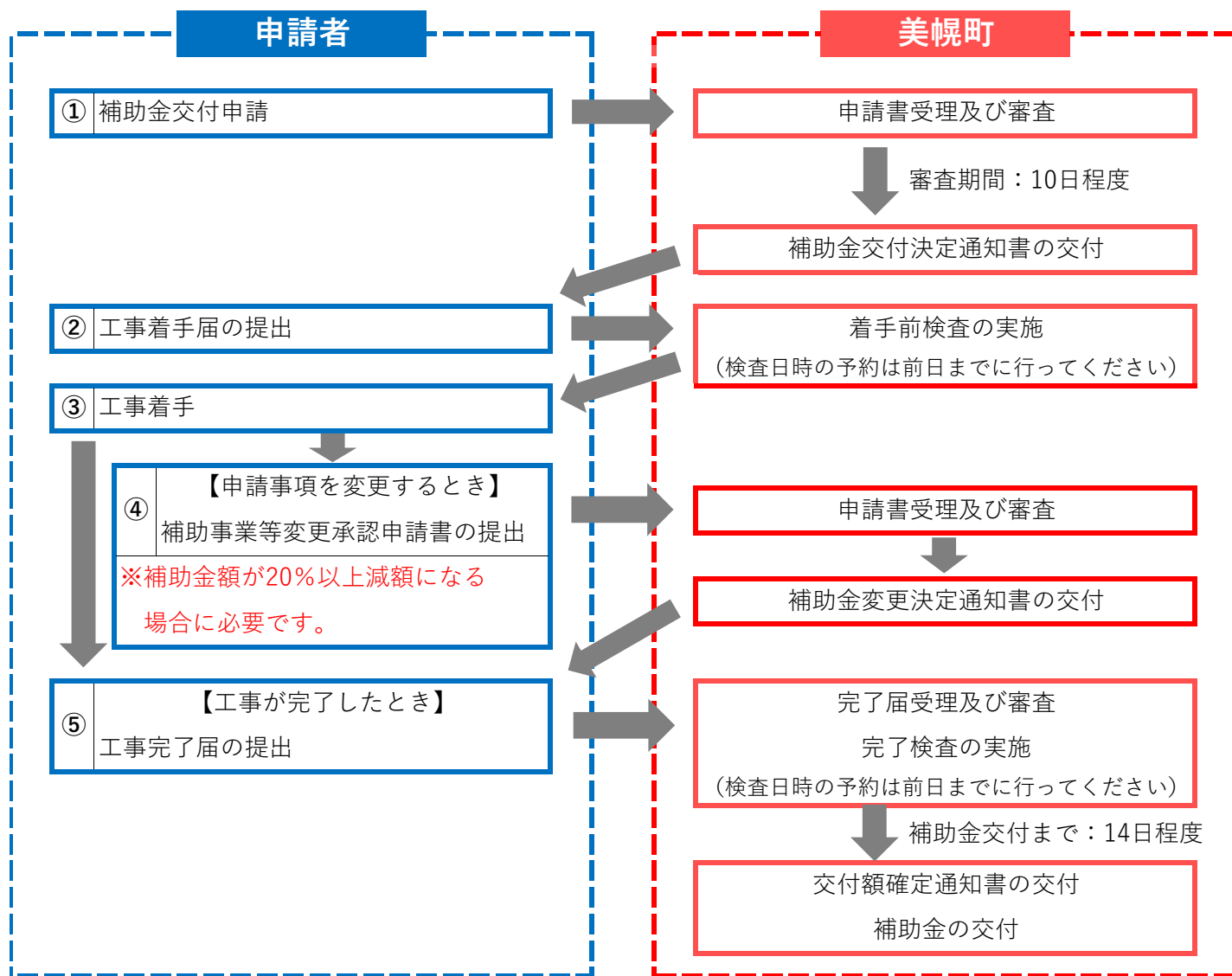
- ①町内に事業所又は営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者。
- ②町税等を完納していること。
- ③美幌町住宅リフォーム促進補助金交付要綱に基づき資格登録を行った事業者。

※資格登録は令和6年4月1日（月）から随時受け付けます。昨年度登録を行った事業者も、再度、資格登録手続きが必要です。

なお、登録を行った事業者は随時、町のホームページに掲載していきます。



## 手続きの流れ



# 申請書類一覧

※町に提出する書類は全てA4版としてください。



## 交付申請

- 補助金等交付申請書(兼概算払申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 住宅の所有が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書または課税台帳の写し等）
- 改修工事施工等同意書（住宅の所有者が複数の場合のみ）
- 誓約書兼同意書
- 工事請負契約書の写し
- 工事見積書の写し（補助対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
- 附近見取図
- 工事箇所の図面（改修内容が記載されたもの）
- 写真（施工前の状況を撮影したもので、撮影箇所がわかるように整理すること）
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書
- 委任状（施工業者に手続きを委任する場合のみ）
- 機器のカタログ等の写し（北海道住まいのゼロカーボン化推進事業に該当する場合のみ。別紙Q&Aをご覧ください。）



## 工事着手

- 美幌町住宅リフォーム促進補助事業工事着手届

※工事の着手前に提出してください。補助金交付決定後に着手届を提出し、現地にて未着手であることが確認された後でなければ、工事に着手することはできません。



## 変更申請

- 補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 工事請負契約書の写し
- 工事見積書の写し（対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
- 工事箇所の図面（変更内容を記載し、変更前後がわかるもの）
- 写真（施工前の状況を撮影したもので、撮影箇所がわかるように整理すること）

※補助金交付決定額に対して、変更後の補助金額が20%以上減額になる場合は提出してください。  
なお、補助金交付決定以降に工事内容の追加や変更があっても、補助金の増額はできません。



## 工事完了

- 補助事業等実績報告書(兼請求書)
- 美幌町住宅リフォーム促進補助事業工事完了届
- 事業報告書
- 収支決算書
- 工事代金の請求書の写し
- 写真（施工中及び完了後の状況を撮影したもので、撮影箇所がわかるように整理すること）
- 住宅リフォーム促進補助事業利用者アンケート
- 石綿含有事前調査結果報告書の写し（石綿含有事前調査が必要な場合のみ）
- 着工前の状況写真及び完了後の状況写真のJPEGデータ(北海道住まいのゼロカーボン化推進事業に該当する場合のみ)

※上記の他、別途、書類等の追加提出を求めています。



## 補助対象工事

工事内容	可否	備考
住宅の新築・購入（中古を含む）	×	
住宅部分の増築	○	
住宅部分の改修	○	
兼用住宅の住宅部分以外の改修	×	
住宅と同棟の車庫・物置の改修	○	
住宅と別棟の車庫・物置の改修	×	
外壁・屋根・軒天の改修	○	塗装、張替等
屋根の落雪防止	○	住宅と一体のものに限る
風除室、サンルームの改修	○	住宅と一体のものに限る
バルコニー、ウッドデッキの改修	○	住宅と一体のものに限る
玄関ドア、窓、窓ガラス、網戸の改修	○	
内部建具の改修	○	
間取り変更による間仕切り壁の改修	○	
内装（床、壁、天井）の改修	○	
畳の交換・表替え	○	
システムキッチンの改修	○	IHクッキングヒーター、食器洗浄機等はキッチンに組み込まれているものに限る
衛生設備機器の改修	○	ユニットバス、便器、洗面化粧台等
灯油配管、灯油タンク、ガス配管の改修	○	
給排水設備の改修	○	屋内工事に限る
暖房機、冷房機、給湯器の改修	○	配管等に接続され、固定されたもの
照明器具の改修	○	LED照明器具に限る
スイッチ、コンセントの改修	○	
T V、B S、C S アンテナの改修	○	
住宅用火災警報器の改修	○	電源方式は問わない
換気設備の改修	○	
テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品の購入	×	
家具、絨毯の購入	×	
カーテンレール、ロールスクリーン、ブラインド	○	カーテンは除く
手摺の改修	○	
段差解消スロープの改修	○	住宅と一体のものに限る
門、塀、植栽、アスファルト舗装等の外構工事	×	
敷地整備に要する費用	×	
設計費	×	
産業廃棄物運搬・処分費	○	
詳細は、「住宅リフォーム促進補助金交付要綱 別表第1」をご確認ください。		



# Q & A



## 補助対象住宅について

**Q** 借家として貸している（借りている）住宅は、対象になりますか？

**A** 対象になりません。住宅の所有者自身が住んでいる住宅が対象になります。

**Q** 兼用住宅（住宅+事務所・店舗等）の補助対象工事費はどのように積算しますか？

**A** 住環境整備が事業目的の一部であることから、住宅部分の工事のみが補助の対象になります。また、店舗兼用住宅の屋根や外壁等のリフォーム工事の補助対象工事費は床面積按分になります。

**Q** 工事が既に終わっている（若しくは、既に工事に着手している）場合、補助の対象になりますか？

**A** 対象になりません。着手前検査時に工事が既に終わっている若しくは既に工事に着手している場合は、補助金交付決定を取り消します。

**Q** 中古住宅を購入し、工事完了後に引越しをしたいが・・・補助の対象になりますか？

**A** 対象になります。ただし、リフォーム工事完了後、対象住宅に住む方全員の住所を異動し、完了届に全員の住民票を添付し提出してください。



## 申請等について

**Q** 本町の他の補助事業との併用はできますか？

**A** 可能です。ただし、本町の他の補助金の対象工事費は、本事業の対象工事費から除かれます。なお、「こどもエコすまい支援事業」のような国費を財源とする補助事業との対象工事の重複は可能です。

**Q** 町税等の未納がある場合は、どのような扱いになりますか？

**A** 申請者及び同一世帯の方の完納が確認できた後でなければ、交付決定をすることができません。



## その他

**Q** 複数の施工業者と契約して工事を行いたい・・・可能ですか？

**A** 補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税等を除く）の場合は可能です。ただし、それぞれの施工業者が資格登録をする必要があります。

**Q** 自ら購入した資材等を施工業者へ支給して工事を行った場合、それらの代金は補助の対象になりますか？

**A** 支給した資材等の代金は補助の対象になりません。

**Q** 資格登録をした施工業者を知りたい。

**A** 資格登録後に随時、町のホームページに掲載していきます。また、補助金の予算残額も併せて掲載しておりますので、ご確認ください。

**Q** 「北海道住まいのゼロカーボン化推進事業」に該当する工事とは？

**A** 窓や玄関ドアの断熱性能を高める工事、高効率な給湯器を設置する工事、節水型トイレを設置する工事等です。詳細は「北海道住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱」をご覧ください。

